

**「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の
一部改正(案)に関するパブリックコメントの
募集について**

**2022年12月20日
日本証券業協会**

1. 規則改正の経緯

- ▶ 本年4月20日から5月19日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、以下の提案が寄せられたことから、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）において、顧客カードの記載事項等について検討することとした。

提案の具体的内容

顧客カードとして整備する項目として、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則5条1項で定められている事項のうち、9号の「顧客となった動機」を削除してはどうか。

提案理由

- 犯罪収益移転防止法により、特定事業者が特定取引を行う場合の取引時確認等が定められており、マネーロンダリング等の防止のために確認すべき項目については、既に法令上定められている。
- 顧客本位の業務運営に資するためには、顧客の属性や意向を十分把握し、それらに沿った案内を行うことが大切だが、「顧客となった動機」は、口座開設時の動機を指すものであり、口座開設後のその時々の顧客の適合性には直結しないものであると思われる。
- 本規則の5条1項10号では「その他各協会員において必要と認める事項」を顧客カードとして備え付けることとされており、「顧客となった動機」は必要に応じて各社の裁量により顧客カードもしくはマーケティング等のための情報として蓄積していくことで足りると考える。

【参考】協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

（顧客カードの整備等）

第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（中略）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- 1 氏名又は名称
 - 2 住所又は所在地及び連絡先
 - 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。）
 - 4 職業
 - 5 投資目的
 - 6 資産の状況
 - 7 投資経験の有無
 - 8 取引の種類
 - 9 **顧客となった動機**
 - 10 その他各協会員において必要と認める事項
- 2、3 （省略）

2. WGにおける検討結果

➤ WGでの検討の結果、以下2点について次のとおり結論を得た。

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「規則」という。）第5条第1項第9号「顧客となった動機」の削除

WGメンバーへの意見照会の結果、一部の会社においては「顧客となった動機」を顧客管理に利用している実情が認められたものの、多くの会社では適合性を判断する目的では利用していないことが確認された。

加えて、当該事項を規則から削除したとしても、同項10号「その他協会員において必要と認める事項」として引き続き「顧客となった動機」を顧客カードの記載事項とすることが妨げられるものではなく、現実的な不都合は発生しないとの意見が太宗を占めたことから、「顧客となった動機」を削除する。

- 顧客カードの参考様式の廃止

本協会は規則上の顧客カードの記載事項を実際のカード形式に落とし込んだ「参考様式」を示しているが、参考様式が策定された昭和50年当時と比べて、時代に即したものとなっていない、あるいは各社のビジネス形態や取扱商品が多様化する中で、画一的な参考様式を示すことが馴染まなくなってきたことが考えられる。

WGメンバーへの意見照会の結果、参考様式の廃止については、多くの会社では不都合は無いことが確認され、また、各協会員において業態に応じた顧客カードの作成・運用は可能であり、参考様式はその役割を終えたと考えられることから、顧客カードの参考様式を廃止する。

3. 規則改正の内容

【規則改正の概要】

- **顧客カードの記載事項から「顧客となった動機」を削除**
 - ・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第5条第1項第9号
 - ・商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則 別表2
- **顧客カードの参考様式の廃止**
 - ・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第5条による顧客カードの参考様式
- **その他所要の改正**
 - ・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第12条第7項

【規則改正案（協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則）】

改正案	現 行
<p>（顧客カードの整備等）</p> <p>第5条 （ 現行どおり ） 1～8 （ 現行どおり ） （ 削 る ） <u>9</u> その他各協会員において必要と認める事項</p> <p>（過当勧誘の防止等）</p> <p>第12条 （ 現行どおり ） <u>7</u> （ 現行どおり ）</p>	<p>（顧客カードの整備等）</p> <p>第5条 （ 省 略 ） 1～8 （ 省 略 ） <u>9</u> <u>顧客となった動機</u> <u>10</u> その他各協会員において必要と認める事項</p> <p>（過当勧誘の防止等）</p> <p>第12条 （ 省 略 ） <u>5</u> 会員は、外国株式信用取引を取り扱う場合には、外国証券規則第44条の規定を遵守するものとする。</p>

※「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」（別表2）においても、上記と同様に顧客カードの記載事項から「顧客となった動機」の削除を行う。

【参考】顧客カードの参考様式

(規則第5条による顧客カードの参考様式：個人用)

1 氏名		(1) 男 (2) 女	7 投資経験	(1)株式 (現金取引有・無) (信用取引有・無) (2)公社債有・無 (3)投信有・無 (4)その他 ()
2 生年月日	年 月 日		8 取引動機	(1)紹介 (2)飛込 (3)引継 (4)DM (5)来店、来電 (6)親戚、知人 (7)その他 ()
3 住所	□□□ - □□□□ TEL 00-000-000		9 取引の種類	(1)現金 (2)信用 (3)発行日 (4)累投 (財形・一般) (5)その他 ()
4 連絡先	□□□ - □□□□ TEL 00-000-000		10 投資目的	
5 職業	(1)会社役員(2)会社員・公務員 (3)自営・商工サービス業 (4)自由業 (医師を除く) (5)医師 (6)農林・水産(7)主婦 (8)その他 ()		11 その他特記事項	
6 資産の状況	注 6. 「資産の状況」欄は、当初記入することが困難な場合は、その後なるべく早期に記載すること。			

(規則第5条による顧客カードの参考様式：法人用)

1 名称		6 取引動機	(1)紹介 (2)飛込 (3)引継 (4)DM (5)来店、来電 (6)その他 ()
2 所在地	□□□ - □□□□ TEL 00-000-000	7 取引の種類	(1)現金 (2)信用 (3)発行日 (4)累投 (財形・一般) (5)その他 ()
3 連絡先	□□□ - □□□□ TEL 00-000-000	8 投資目的	
4 資産の状況	注 4. 「資産の状況」欄は、当初記入することが困難な場合は、その後なるべく早期に記載すること。	9 その他特記事項	
5 投資経験	(1)株式 (現金取引有・無) (信用取引有・無) (2)公社債有・無 (3)投信有・無 (4)その他 ()		

4. 規則改正に関するスケジュール

時期	内容
2022年	
12月16日	自主規制企画分科会における審議
12月20日	自主規制会議における審議 本規則改正案に関するパブリックコメントの募集開始
2023年	
1月18日	本規則改正案に関するパブリックコメントの募集締切
パブリック・コメント募集期間後※	パブリック・コメントの結果を踏まえ、規則改正（改正の日から施行）

※ パブリック・コメントにおいて特段のご意見が寄せられなかった場合には、自主規制会議における改めての審議は行わず、議長一任事項として原案どおり規則改正を行うこととする。